

館山特別養護老人ホーム 利用契約書

介護老人福祉施設を利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて下記のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

社会福祉法人 館山老人ホーム 館山特別養護老人ホーム（以下、「施設」という。）は、要介護認定を受けた入所者（以下、「入所者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる支援の提供を目的として重要事項説明書において同意を得たサービスを提供します。

第2条（契約の有効期間）

- 1 本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。
ただし、契約期間満了日以前に入所者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了の30日前までに、入所者又は入所者代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。
ただし、契約期間満了日以前に入所者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（施設サービス計画の作成・変更）

- 1 施設は、入所者の心身の状況及びその意向を踏まえ、「施設サービス計画」を作成しこれに従ってサービスを提供します。
- 2 施設は、入所者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合には、速やかに施設サービス計画の変更等の対応を行います。
- 3 施設は、施設サービス計画の作成及び変更に当たっては、入所者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

第4条（緊急の時の対応）

施設は、現にサービスの提供を行っているときに、入所者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

第5条（入院期間中の取扱い）

施設は、入所者が入所期間中、医療機関に入院した場合であって、入院の日から3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、入退院の手続きその他必要な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除いて、退院後、円滑に再入所できるよう

にします。

第6条（サービス提供の記録等）

- 1 施設は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「施設サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、入居者の確認を受けることとします。
- 2 施設は、一定期間ごとに、前項の施設サービス提供記録書等の書面その他の書面に目標達成の状況等を入所者に説明し、確認を受けることとします。
- 3 施設は、施設サービス提供記録書等の書面を作成した後2年間これを保管し、入所者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第7条（利用料及びその変更）

- 1 入所者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用料を支払います。
- 2 利用料のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用料が適用されます。その際には、施設は入所者に事前に説明します。
- 3 施設は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、入所者の同意を得ます。
- 4 施設が、前項の利用料の変更（増額又は減額）を行う場合には、入所者に対して変更内容を文書により説明し、同意を得ます。

第8条（利用料の支払い）

- 1 サービスが介護保険の適用を受ける場合、サービス費は「介護保険負担割合証」に記載されている利用者負担の割合の額をお支払いいただきます。
- 2 保険料の滞納などにより、サービス費が負担割合の額の「利用料」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- 3 施設は、当月の利用料の請求に明細を付して、翌月末までに入所者に請求し、入所者は、次の方法により支払います。
 - (1) 現金による支払い
 - (2) 当施設指定の金融機関への口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応する）

第9条（利用料の滞納）

- 1 入所者が正当な理由なく利用料全額あるいは利用料の一部を1ヶ月滞納し、その滞納により施設が継続的なサービスの提供に支障を来すほど信頼関係が失われた場合においては、施設は1ヶ月以上の期間を定めてその滞納金の支払いを催告し、入所者が期間満了までに滞納金を支払わないときは、文書によりこの契約を解除できます。
- 2 前項により、施設がこの契約を解除する場合には、施設は、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、入所者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提供、生活の場の確保、あるいは入院手続きに協力し、必要な調整を行うよう努めるものとします。

第 10 条（その他の利用料の滞納）

前条の場合を除き、理美容代、日用品費等、そのサービスの提供を停止しても入所者

の日常生活に支障ないサービスの利用料の滞納があったときは、施設は、1 ヶ月以上の期間を定めてその支払いを催告し、入所者が期間満了までにその支払いをしないときは、その支払いがあるまで当該サービスの提供を停止することができます。

第 11 条（身体拘束の禁止）

- 1 施設は、サービス提供にあたり身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。
ただし、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、施設は、直ちにその日時、態様、入所者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した従業者等及び当該行為を行った従業者等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等の書面に記録します。

第 12 条（入所者からの解約）

- 1 入所者は施設に対して、契約満了希望日の30日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、施設は入所者に対し、文書による確認を求めることができます。
ただし、入所者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、入所者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 施設が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - (2) 施設が、入所者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

第 13 条（施設からの解約）

施設は、次の場合において、入所者に対し、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

- 1
 - ①入所者が、要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ②入所者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合
 - ③入所者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設でのサービスの提供では適さないと判断された場合
- 2 前項②③の場合においては、施設は、速やかにその判断を入所者に告げるものとし、入所者は異議を述べる機会を与えられるものとします。
- 3 第1項の場合、施設は、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、入所者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの提供、生活の場の確保について必要な調整を行うよう努めることとします。

第 14 条（事故時の対応等）

施設は、サービス提供に際して入所者のけがや体調の急変があった場合には、医師、家族への連絡、その他適切な措置を迅速に行います。

第 15 条（秘密保持・個人情報の保護）

- 1 施設及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た入所者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。
なお、この守秘義務は、契約満了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、施設は、以下の場合に限り入所者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
 - 一 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス施設との間で開催されるサービス担当者会議において、入所者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
 - 二 上記（一）の外、介護支援専門員又は介護サービス施設との連絡調整のために必要な場合
 - 三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、入所者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
 - 四 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
 - 五 施設内の広報物又は家族会での説明等の場合
- 3 第 1 項、第 2 項の内容による個人情報の目的の説明を受け、利用者は本契約により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。
- 4 個人情報の保護及び情報の使用にあたっては、利用者又はその家族より同意書による同意を受け、別紙「個人情報保護に対する基本方針」に基づいて行います。

第 16 条（賠償責任）

- 1 施設は、サービス提供に当たって故意又は過失により、入所者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
ただし、入所者に故意又は過失が認められ、かつ入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。
- 2 施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。
 - （1）入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - （2）入所者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - （3）入所者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
 - （4）入所者が、施設及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第 17 条（苦情処理）

- 1 施設は、入所者又はその家族からの通所介護に関する相談、苦情等に対応する窓口を

設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

- 2 施設は、入所者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 入所者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第 18 条（代理人）

入所者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

第 19 条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、入所者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 20 条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第 21 条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い誠実に協議したうえで解決するものとします。

上記、契約を証するため、本書 2 通を作成し、入所者、施設が署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

〈入所者〉

住 所

氏 名

印

〈入所者代理人（選任した場合）〉

住 所

氏 名

印

〈施設〉

施設所在地

千葉県館山市湊 373 番地

法人名

社会福祉法人 館山老人ホーム

施設名	館山特別養護老人ホーム
代表者名	理事長 近 藤 好 雄 印

近藤好雄